保険外負担に関する事項

当院は、下記の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。 料金は税込です。

診断書・証明書

入院・外来通院証明書、領収証明書	1通	550円
施設入所用健康診断	1通	3.300 円
病院様式診断書	1通	5.500 円
自賠責診断書・明細書	1通	11.000 円
各種保険会社診断書・証明書	1通	7.700 円
後遺症診断書・年金診断書	1通	11.000 円
各種障害診断書・身体障害診断書	1通	11.000 円
臨床調査個人票(新規)	1通	3.300 円
臨床調査個人票(更新)	1通	1.100 円

その他

カルテ開示手数料	1 🗆	2.200 円
コピー代	1枚	20 円
画像 CD	1枚	550 円
診察券の再発行	1 🗆	110円
VC サプリ	1箱	4.000 円
VC+D サプリ	1箱	5.400 円
VC ローション	1個	3.300 円
ハイドロキノン(クリア)	1個	3.300 円
ハイドロキノン(コンシーラー)	1個	3.850 円
ピアス		8.000円
AGA 治療(プロペシア・ザガーロ等)初診料	1 🗆	3.045 円
AGA 治療(プロペシア・ザガーロ等)再診料	1 🗆	1.350 円
ノロウイルス検査(65 歳以上は保険適応)	1 🗆	3.850 円
肺がん検診(自費)	1 🗆	6.600 円
バイアグラ(検査なし)	1 🗆	5.500 円
バイアグラ(検査あり)	1 🗆	11.000円
診察券の再発行	1 🗆	110円

予防接種の費用について

		٦٢
麻疹(ましん)		5.500 円/回
風疹(ふうしん)		5.500 円/回
日本脳炎		3.300 円/回
A 型肝炎ワクチン		7.700 円/回
B 型肝炎ワクチン		7.700 円/回
水痘(水ぼうそう)		7.700 円/回
ツベルクリン反応		3.850 円/回
おたふく(ムンプス)		5.500 円/回
MR ワクチン(麻疹・麻疹混合)		8.250 円/回
破傷風		2.200 円/回
3種混合ワクチン		3.850 円/回
2種混合ワクチン		3.300 円/回
BCG ワクチン		5.500 円/回
ヒブワクチン		7.700 円/回
肺炎球菌ワクチン	横浜市公費	3.000 円/回
	自費:ニューモバックス 23 価	7.700 円/回
インフルエンザ予防接種	横浜市公費	2.300 円/回
	自費	3.500 円/回
自費:帯状疱疹ワクチン(シングリックス注)		22.000 円/回
公費:帯状疱疹ワクチン(シングリックス注) ⇒ 要2回 接種		10.000 円/回
公費:帯状疱疹ワクチン(生ワクチン)⇒ 1 回接種のみ		4.000 円/回

爪切り処置(正常爪)

初診料	1 🗆	3.300 円/回
再診料	1 🗆	1.300 円/回
爪切り:手	1 🗆	2.200 円/回
爪切り:足	1 🗆	2.200 円/回
肥厚爪、巻き爪	1 🗆	3.500 円/回
肥厚爪 + グラインダー	1 🗆	5.500 円/回

巻き爪処置

リフト 初診料 (装着時)	1 🗇	10.400 円/回
リフト 再診料(装着時)	1 🗈	2.400 円/回
マチワイヤー 初診料(装着時)	1 🗈	9.400 円/回

1 🗆

2.400 円/回

医薬品の自己負担の新たな仕組み(長期収載品の処方等または調剤)

当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を推奨しています。

令和 6 年 10 月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(X1)をお支払いいただきます。

※1 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当のことをいいます。なお、先発医薬品を処方・ 調剤する医療上の必要のあると認められる場合は、特別の料金は不要となります。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、 先発医薬品の処方を希望される場合は、 特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を お願いいたします。
- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、 医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて 特別の料金の対象となる 医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について 後発医薬品(ジェネリック医薬品) に関する基本的なこと 国外芸士国

※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため 皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

戶厚生労働省 25.00% MUNICULAR ANTHON

特別の料金の計算方法 先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。 例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、 差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。 先発医薬品 保険給付 ※令和6年10月以降、 医療上の必要性がある場合 負担 患者 後発医業品 保険給付 台招 先発医薬品 特別の 串書 保険給付 他和6年10月以降 患者が希望する場合 負担 料金 患者負担の総額 ※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。 ※請款処理の関係などで特別の料金が4分の15ようだにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。 ※後発医業品が、くつか存在する場合は、業価が一番高い後発医業品との価格差で計算します。 ※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

Q&A Q1、すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品(ちょうきしゅうさいひん)と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、債格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が成少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願います。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、"使用感"や"味"など、お菜の有効性に関係のない理由で先発医業品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払 う必要はありません。

一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名 処方(※一般的な名称により処方箋を発行する事)を行う場合があります。

- 一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- 一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載する事です。そうすることで供給

不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、必要なお薬が供給しやすくなります。

機能強化加算に係る掲示

健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関する相談に応じます。

必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

夜間・休日のお問い合わせへの対応を行っています。

受診されている他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要な管理を行います。

※かながわ医療情報検索システムのホームページにある「医療機能情報提供制度」のページでかかりつけ医 を有する医療機関等検索が可能です。

明細書発行に関する事項

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

当院は医療DXを通じて質の高い医療を提供するため、下記の取り組みを行っております。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用し診療を行います。
- ・医療 DX を通じて質の高い医療を提供するために、マイナ保険証の利用を推進しております。
- ・今後、国が提供する電子カルテ情報共有サービスを導入する予定です。



保険医療機関

指定自立支援医療機関(更生医療)

生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) に基づく指定医療機関を含む。)

公害医療機関

労災保険指定医療機関

身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関

原子爆弹被害者一般疾病医療機関

障害者自立支援法

身体障害者保険法

自賠責保険法

労災者災害補償保険法

関東信越厚生局への届出に関する事項

当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

医療 DX 推進体制整備加算

外来・在宅ベースアップ評価料(1)

保険医療機関間の連携による病理診断

下肢創傷処置管理料

外来感染対策向上加算